

第百九十六回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 十 二 号

平成三十年五月二十二日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 古屋 範子君

理事 井上 信治君 理事 池田 道孝君

理事 橘 慶一郎君 理事 原田 憲治君

理事 務台 俊介君 理事 武内 則男君

理事 奥野総一郎君 理事 高木 陽介君

井林 辰憲君 小倉 將信君

大西 英男君 金子万寿夫君

川崎 二郎君 菅家 一郎君

木村 次郎君 小林 史明君

佐藤 明男君 坂本 哲志君

新藤 義孝君 谷 公一君

富樫 博之君 中谷 真一君

長尾 敬君 鳩山 二郎君

三浦 靖君 三谷 英弘君

宗清 皇一君 山口 俊一君

岡島 一正君 高井 崇志君

長尾 秀樹君 山花 郁夫君

原口 一博君 緑川 貴士君

太田 昌孝君 本村 伸子君

丸山 穂高君 照屋 寛徳君

井上 一徳君 小川 淳也君

総務大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府参考人
(総務省情報流通行政局郵政行政部長)

総務委員会専門員

近藤 博人君

委員の異動

五月二十二日

辞任

左藤 章君

新藤 義孝君

穂坂 泰君

山口 泰明君

吉川 元君

補欠選任

坂本 哲志君

長尾 敬君

三谷 英弘君

中谷 真一君

照屋 寛徳君

同日

辞任

坂本 哲志君

中谷 真一君

長尾 敬君

三谷 英弘君

照屋 寛徳君

補欠選任

左藤 章君

山口 泰明君

新藤 義孝君

穂坂 泰君

吉川 元君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

郵政事業に関する件

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法の一部を改正する法律案起草の件

郵政事業のユニバーサルサービス確保等に関する件

○古屋委員長 これより会議を開きます。

郵政事業に関する件について調査を進めます。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法の一部を改正する法律案起草の件について議事
を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として総務
省情報流通行政局郵政行政部長巻口英司君の出席
を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○古屋委員長 本件につきましては、各党間の協
議の結果、坂本哲志君外七名から、自由民主党、
立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属ク
ラブ、公明党、日本維新の会、社会民主党・市民
連合及び希望の党の七派共同提案により、お手元
に配付いたしておりますとの独立行政法人郵便
貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正す
る法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律
案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。坂本哲志
君。

○坂本委員 おはようございます。

提出者を代表いたしまして、本起草案の趣旨及
び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げ
ます。

郵政事業のユニバーサルサービスは国民生活に
必要不可欠であり、法令上日本郵便株式会社によ
り提供が行う責務が課され、郵便局ネットワーク
により提供されております。本起草案は、郵政事
業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保
するため、郵便局ネットワークの維持を支援する
ための交付金及び拠出金の制度を創設しようとし
るものであります。

次に、本起草案の内容について御説明申し上げ
ます。

第一に、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネッ
トワークの維持に要する費用のうち、基礎的な費
用に充てるための交付金を交付するとともに、そ
の費用を日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保
險会社の郵便局ネットワークの利用の度合いに応
じて案分して得た額のうち、関連銀行及び関連保

險会社に係るものを、拠出金として、関連銀行及
び関連保険会社から徴収することとしておりま
す。

第二に、この交付金の交付と拠出金の徴収に関
する業務を、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
險管理機構の業務に追加するとともに、機構の名
称を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵
便局ネットワーク支援機構に改めることとしてお
ります。

第三に、交付金の交付等に関する新法の規定に
つきましては、新法の施行状況等を勘案し、郵政
事業のユニバーサルサービスの提供を確保するた
めに、郵便局ネットワークを維持する観点からの
検討事項を設けることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備をすることとし
ております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から
起算して六月を超えない範囲において政令で定め
る日から施行し、交付金の交付及び拠出金の徴収
の規定は、平成三十一年四月一日から適用するこ
ととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い
申し上げます。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、
これを許します。本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

第一に、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネッ
トワークの維持に要する費用のうち、基礎的な費
用に充てるための交付金を交付するとともに、そ
の費用を日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保
險会社の郵便局ネットワークの利用の度合いに応
じて案分して得た額のうち、関連銀行及び関連保

險会社に係るものを、拠出金として、関連銀行及
び関連保険会社から徴収することとしておりま
す。

第二に、この交付金の交付と拠出金の徴収に関
する業務を、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
險管理機構の業務に追加するとともに、機構の名
称を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵
便局ネットワーク支援機構に改めることとしてお
ります。

第三に、交付金の交付等に関する新法の規定に
つきましては、新法の施行状況等を勘案し、郵政
事業のユニバーサルサービスの提供を確保するた
めに、郵便局ネットワークを維持する観点からの
検討事項を設けることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備をすることとし
ております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から
起算して六月を超えない範囲において政令で定め
る日から施行し、交付金の交付及び拠出金の徴収
の規定は、平成三十一年四月一日から適用するこ
ととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い
申し上げます。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、
これを許します。本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

郵政民営化から十年以上が経過をいたしました。そもそも何のための郵政民営化なのか、国民、利用者の皆様へのサービスはどうなるのか、こういう最も基本的な問題を曖昧にしながら、郵貯、簡保を縮小、廃止せよという銀行や生保業界の要求に應える民営化に日本共産党は反対し、郵便事業のユニバーサルサービスが維持されなくなるというところで一貫して主張してまいりました。そもそも、郵政事業を分社化せず、一体のものであれば、郵政事業のユニバーサルサービスの維持については問題が生じないということになってまいりますし、消費税の賦課の問題も発生しないわけでございます。民営化、分社化の矛盾がさまざま浮き彫りになっているというふうに思います。

今回のこの議員立法では、新たな交付金、拠出金制度をつくるというふうにしております。改定案では、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局で郵便の業務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の業務並びに簡易に利用できる生命保険の業務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額、これを基礎的費用として総務省令で定めるといふふうにしております。

この総務省令の中身はどういうものなのかというところをお伺いしますと、郵便局の社員二分、管理者と窓口社員の人件費、そして郵便局舎の費用だといふふうにお聞きをしております。なぜ郵便局社員二分の人件費と局舎費用なのか、お答えを提案者の方にお伺いしたいと思っております。

○坂本委員 この法案は、将来にわたり郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供を確保する観点から、その基礎となる郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用につきまして、日本郵便に對しまして交付金を交付する制度を創設するものでございます。先生言われたとおりでございます。

この基礎的費用につきましては、郵便局の業務

の多寡にかかわらず発生する、郵便局を運営する上で必要不可欠な経費を想定しております。

その具体的な算定方法は、将来にわたり郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供を確保する観点から、その基礎となる郵便局ネットワーク維持に資するといふこの法案の目的を踏まえて、総務省令で定めることとしております。

以上でございます。

○本村委員 議員立法の目的なんですけれども、郵便局ネットワークの維持のためというふうにして、今も御答弁あったと思いますけれども、民営化される中でも現在の全国約二万四千の郵便局を維持していくということを目的とするということを確認させていただきたいと思ひます、提案者の方に。

○橋委員 お答え申し上げます。

今回の法律案の目的は、本村委員御指摘のように、将来にわたり郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供を確保する観点から、その基礎となる郵便局ネットワークの維持を図る点にございます。

この郵便局ネットワークの維持ということとは、総体としての郵便局ネットワークを、平成二十四年、郵政民営化法改正の際に現に存したものと同等水準に維持することであると考えております。

なお、本法案に基づく交付金の交付は、今御説明いたしました全国の郵便局ネットワーク二万四千局、約二万四千局であります、この維持に資するものと考えております。

○本村委員 ありがとうございます。

次に、大臣にお伺いをしたいんですけれども、郵便のユニバーサルサービスの維持に必要な経費という場合に、単に郵便局の維持だけではないといふふうにお聞きです。集配業務ですか、あるいは郵便ポストが地域の中に適切な数量あるといふことや、さまざまな経費が当然必要であるといふふうにお聞きです。それがあつて郵便のユニバーサルサービスが維持されるというふうにお聞きですけれども、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

ます。

○野田国務大臣 本村委員にお答えいたします。

郵便のユニバーサルサービスの提供に当たつては、郵便局窓口の維持のための経費だけでなく、集配業務などさまざまな業務に係る経費が必要と認識してまいります。

郵便のユニバーサルサービスは、日本郵便が収益力の強化やコスト削減などの経営努力により提供していくことが基本と考えています。総務省としても、引き続き日本郵便の取組状況をしっかりと注視してまいります。

○本村委員 法案の説明では、郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用は交付金、拠出金制度で賄い、それ以外の費用については従来どおり国民の契約で決定するといふふうにしてされております。

この窓口業務委託契約の方で手数料を引き下げられてしまつては、結局、郵便局ネットワークもまた郵便のユニバーサルサービスの維持もできなくなつてしまふのではないかと大きな懸念があるわけでございます。金融二社に対して、基礎的費用を負担しているのだから、今後、窓口業務委託契約では手数料を下げても当然だろうといふような発想が絶対に許されないということが必要なのではないかといふふうにお聞きです。

金融二社が機構への基礎的費用を負担するといふことを理由に手数料を引き下げるといふことはならないといふ具体的な根拠について、この法案の中には書いてあるんでしょうか。

○坂本委員 今おっしゃいましたとおり、現在、日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法の規定に基づきまして、関連銀行である株式会社ゆうちょ銀行との間で銀行窓口業務契約を、関連保険会社である株式会社かんぽ生命保険との間で保険窓口業務契約を締結しているところでございます。これらの業務契約に係る手数料の額につきましては、法令上の規制は存在せず、あくまでも国民の契約に委ねられております。

もつとも、現行の日本郵便株式会社法におきま

して、銀行、保険窓口業務契約の届出制、第七条でございます。や、日本郵便株式会社の事業計画の認可制、第十条でございます。それと事業の収支の状況の報告、第十四条でございますが、それらが定められております。

法改正後も、委託手数料が適切かどうか、委託手数料が過剰に引き下げられていないかにつきましては、行政として必要に応じてチェックすることが期待されております。

○本村委員 ありがとうございます。

ユニバーサルサービスが維持できなくなるような状況にならないように、ぜひ総務省としてもしていただきたいというふうに思います。

現在、日本郵便にはユニバーサルサービスの義務が課せられている一方で、金融二社には課せられておりません。郵便局ネットワークは、契約による窓口業務委託手数料で維持する形となっております。

こういう中で、今後、金融二社の株式売却が進めば進むほど、株式会社としての利益追求と郵便局のユニバーサルサービス維持というものは対立してくるようになるのではないかとこの制度的な矛盾が、どんどん売却すればするほど大きくならざるを得ないのではないかとこのように思いますけれども、大臣は、この制度的な問題として、こうした基本的認識をお持ちかどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○野田国務大臣 お答えいたします。

平成二十四年の改正郵政民営化法において、貯金、保険を含めた郵政事業のユニバーサルサービスの提供が日本郵政及び日本郵便に義務づけられました。

一方で、金融二社の株式処分については、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービス提供義務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものと規定されました。

この規定は、郵政民営化を進める上で、ユニバーサルサービスの維持と株式処分が両立できる

一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)並びに同条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)に関する職務を行うに際しては「を」を加える。
第十三条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 郵便局ネットワークの維持の支援に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

ロ 拠出金を徴収すること。

第十四条第二項中「前条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)」を「郵便貯金管理業務」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)」を「簡易生命保険管理業務」に改め、同条第四項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第四節 郵便局ネットワーク支援業務

(交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金(以下単に「交付金」という。)を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局(日本郵便株式会社法第二條第四項に規定する郵便局をいい、同法第六條第二項第二号に規定する

日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七條第一項に規定する簡易郵便局を含む。)で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するため、に不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

二 次条第二項の按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額(第二項各号に掲げる額を含む。)及び交付方法を通知しなければならない。

(拠出金の徴収)

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務(以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。)に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とする。

一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二條第一項に規定する郵便窓口業務

二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二條第二項に規定する銀行窓口業務

三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二條

第三項に規定する、保険窓口業務

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金(以下単に「拠出金」という。)の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

(資料の提出の請求等)

第十八条の四 機構は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定により交付金又は拠出金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

2 総務大臣は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定による認可をするため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

3 前二項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第十八条の五 機構は、拠出金の納付義務者が納付期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(提出及び公表)

第十八条の六 日本郵便株式会社は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、当該年度の前年度において郵便局ネットワークの維持に要した費用の額、第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額及び同条第一項の規定により交付された交付金の額を記載した書類を機構に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第十九条に次の一号を加える。

三 郵便局ネットワーク支援業務 郵便局ネットワーク支援勘定

第二十五條第一項中「機構は」の下に「郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において」を加え、「この項において」を「この項及び第三項において」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、郵便局ネットワーク支援勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間

における積立金として整理しなければならない。

第二十六条中「及び簡易生命保険管理業務」を「簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(審議会等への諮問)

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項の総務省令を定めようとするとき。

二 第十八条の二第三項又は第十八条の三第三項の規定による認可をしようとするとき。

第三十八条中「第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十八条の四第三項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附則第二條第三項中「第十四条第二項中」の業務」を「第十條中」の業務並びに」に改め、「第二號の業務の下に」並びに」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分を除く。)、第六條第二項の改正規定、第九條第一項の改正規定、第十條の改正規定、第十三條第一項の改正規定、第十四條第二項の改正規定及び同條第三項の改正規定、第十九條に一号を加える改正規定、第二十五條の改正規定、第二十六條の改正規定並びに附則第二條第三項の改正規定並びに附則第三條、第十二條郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)附則第十九條第一項第一号の改正規定中「第四條の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一号)」に改める部分を除く。及び第十三條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 題名の改正規定、第一條及び第二條の改正規定、第三條の改正規定(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分に限る。)、第九條第二項の改正規定並びに第十四條第四項の改正規定並びに附則第四條から第八條まで、第九條(日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)附則第二條第一項の改正規定に限る。)、第十一條及び第十二條郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九條第一項第一号の改正規定中「第四條の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生

命保険管理機構法(を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一号)」に改める部分に限る。の規定 平成三十一年四月一日

(交付金の交付等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(以下「新法」という。第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項の規定は平成三十一年四月一日の属する年度(新法第十八条の二第二項に規定する年度をいう。以下この条において同じ。))から、新法第十八条の六の規定は当該年度の翌年度から適用する。

(郵便局ネットワーク支援勘定への繰入れの特例)

第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、新法第十九条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間、新法第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に要する費用の一部に充てるため、新法第十条に規定する郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、新法第十九条第一号に定める郵便貯金勘定(次項において単に「郵便貯金勘定」という。))又は同条第二号に定める簡易生命保険勘定(次項において単に「簡易生命保険勘定」という。))から同条第三号に定める郵便局ネットワーク支援勘定(次項において単に「郵便局ネットワーク支援勘定」という。))に繰り入れることができる。

勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものと

3 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

(検討)

第四条 新法第十三条第一項第三号イの交付金の交付に関する規定その他の新法の規定については、新法の施行の状況等を勘案し、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすることを確保するために郵便局ネットワークを維持する観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて速やかに所要の措置が講ぜられるものとする。

(地方財政法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)附則第三十三條の九第一項及び第三項

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十五條第一項第一号、第七十三條の四第一項第一号及び第二百九十六條第一項第一号

三 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)附則第二十三條第五号

四 軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第八号)第八條第一項及び第二項

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第二十条の二第二項第五号及び第四項の表第九十九條第四項の項

六 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(平成十九年法律第二十二号)第二条第二項第三十六号
(簡易郵便局法の一部改正)

第六条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第七条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第三條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第三條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第八条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

第六条第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」の下に「第六十二条第四項において読み替えて準用する同条第二項、第八章第三節、第九章第三節、第十章第三節及び第一百七十六条を除き、」を加える。

第六十二条第四項中「機構」を「独立行政法人

郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

第一百五條第四項中「機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下この節、第九章第三節、第十章第三節及び第一百七十六条において「機構」という。)に改める。

「第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「第十章 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

(日本郵便株式会社法の一部改正)

第九条 日本郵便株式会社法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項に次の一号を加える。

八 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)

附則第二條第一項第一号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改め、同項第二号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

(日本郵便株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の日本郵便株式会社法第十五條第一項(第八号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第八号中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」とする。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第十六号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第十七号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)」に改める。

附則第五條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第二項の表第七十八條第一項の項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第六條第一項及び第十條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第二項の表第七十八條第一項の項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十四條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第二項の表第七十八條第一項の項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十六條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第二項の表第七十八條第一項の項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十六條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改め、同条第二項の表第七十八條第一項の項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十六條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第十七條第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

附則第十八條第一項及び第二十三條第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第七十四條第一項第一号及び第二号中「機構又は機構法」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」に改める。

(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十二條 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十九條第一項第一号中「第四條の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)」に、「第十四條第二項」を「第十條」に改め、同項第二号中「第十四條第三項」を「第十條」に改める。

(政令への委任)

第十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図るため、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金の交付に関する規定を新設し、これに関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務に追加するとともに、その名称を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年五月二十九日印刷

平成三十年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F